

2023 年度

所属団体継続審査実施要綱

起案：中央事務局 調査企画部

はじめに

立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「立命館大学学友会」では、皆さんの課外自主活動を支援するために所属団体制度を設けています。学友会所属団体の権利やルールを定める「立命館大学学友会所属団体規程」（※巻末に添付）において、「次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、継続審査受付期間中に継続審査を受けなければならない。」とあります。所属団体の登録更新は、一次審査（書類審査）と二次審査（電話審査もしくはヒアリング審査）による2回の審査を経て所属の継続ができるかどうかが決まります。要綱を熟読の上、期日内に所定の申請を行ってください。

所属団体の登録更新には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。

所属団体継続審査について

所属団体継続審査は、2023年2月以降も学友会所属団体として活動を希望する団体を対象とした継続審査です。継続時には、審査基準に適合しているかの他に、以下の事務的内容も確認します。

- ✓ ロッカーや共同倉庫、共同BOXやBOXなどの学内施設の利用情報の更新
- ✓ 代替わりなどによる、三役の情報の更新
- ✓ Circle Collection 2023, 及び Circle Collection 2023 English ver.への掲載情報

スケジュール

WEB 申請期間	2022 年 11 月 28 日（月）～2022 年 12 月 23 日（金）17 時 ※学友会 HP から申請
一次審査結果公示	2022 年 12 月 26 日（月）
二次審査期間	2023 年 1 月 4 日（水）～2023 年 1 月 20 日（金）
二次審査結果公示	2023 年 1 月 31 日（火）

※応募について期限を越えての受付は一切行いません。ご注意ください。

審査基準

次年度も学友会所属団体として継続できる団体は次の各号を満たし、かつ、立命館大学学友会所属団体規程 第6章 遵守事項（第17条～第20条）が満たされている団体です。所属団体規程については巻末に添付しています。

- ① 学友会に提出する団体情報に誤記・虚偽がないこと。
- ② 宗教的活動を主目的とする団体でないこと。
- ③ 反社会的活動及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ④ 今年度における活動実態が伴っていること。
- ⑤ 次年度に向けた活動趣旨が明確に定まっていること。
- ⑥ 団体の活動内容に独自性があること。
- ⑦ 大学所管団体（学部プロジェクト団体・自主ゼミ・奨学金採用団体など）として登録していないこと。
- ⑧ 団体情報に関連する各種手続き（継続審査 WEB エントリー等）の期限を遵守すること。

特に、「①学友会に提出する団体情報に誤記・虚偽がないこと。」を満たせていない団体が見受けられます。申請の際は以下のチェックリストをご活用ください。

- ☐ 学籍番号は11桁である。
- ☐ 全員の学籍番号は1字とも間違いがない。
- ☐ メールアドレスは学内アドレス（@ed.ritsumeai.ac.jp）である。（ed がついてない例が散見されます。）
- ☐ メールアドレスのスペルに抜け・漏れがない。（特に、文学部の It（エルティー）が It（アイティー）になっている例、産業社会学部の so（エスオー）が s0（エスゼロ）になっている例などが散見されます。）

また、過去に学友会所属団体として登録していたが継続届の提出を怠った為に登録抹消され、再度所属団体として活動の意思がある団体については、**2023 年の春季に行われます新規登録団体審査**にエントリーしてください。継続審査は**登録更新のみを対象**としており、再登録を受け付けません。

継続審査にて学友会所属団体から登録が抹消された場合、**2023 年度中は新たに登録団体となることができません**。2024 年度以降に行われる新規登録団体審査へエントリーしてください。

一次審査（書類審査）について

立命館大学学友会 HP のフォームにて必要事項を記載していただきます。その際、団体に関する所定の情報を入力していただきます。その内容をもとに審査基準を満たしているかで一次審査の結果を判断します。

注意点

- ここに入力された内容のみで全て形式審査を行いますので「**具体的**」かつ「**正確**」に記入をお願いします。特に、**学籍番号（11桁）、学内メールアドレス（@ed.ritsumei.ac.jp）、電話番号などに誤りがある団体が見受けられます。**データベースでチェックの上、正確に記入されていない場合は書類差し戻しとなります。
- それぞれの項目に指定の文字数に達していない場合は書類差し戻しとなります。
- **3回書類差し戻しを行った団体には審査を行いません。**

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、部員の一覧データを提出していただく必要があります。学友会 HP からフォーマット（Excel ファイル）をダウンロードの上、部員の方の名前、学部、学年、学籍番号を一覧にしてそのデータを申請フォームに添付の上で提出して下さい。

二次審査（電話審査もしくはヒアリング審査）について

書類ではわからない点を中心に具体的にお話を伺います。団体の三役（代表・副代表・会計）のうち、いずれか一名が応じてください。

二次審査期間	2023年1月4日（水）～2023年1月20日（金）
所要時間	電話審査：10分程度 ヒアリング審査：30～90分程度
日程調整方法	一次審査の際にフォームで指定（最低でも三日程はご指定ください。）
日時の通知	一次審査通過団体のみ、メールにて個別通知

- 二次審査の形態が電話審査かヒアリング審査になるかについては、一次審査の書類次第で調査企画部が決定します。二次審査のご案内に併記いたしますので、ご確認ください。
- 二次審査の日程調整については、原則ヒアリング審査が行われることを念頭に置いて、三役の間でご調整ください。

処分について

団体に対して何らかの理由で継続審査が行われなかった場合、また一次審査及び二次審査において審査項目に違反する活動が認められた場合、下記の記載内容に沿って処分されます。審査項目について詳しくは、巻頭に記載の審査基準、及び巻末に添付しております所属団体規程を御覧ください。ここでは、処分の種類を説明いたします。

処分項目（指定）

今年度の活動において、下記の1項目でも該当することがあった場合、学友会所属団体から抹消されます。

- 継続審査を行わなかった場合
- 所属団体規程第18条及び第20条に掲げる各号の違反
- 審査基準①、②、③、⑦の違反
- 学友会に、故意の虚偽報告を行った場合

処分項目（一類）

今年度の活動において、下記の2項目以上該当することがあった場合、また2度以上同じ項目が該当することがあった場合、学友会所属団体から抹消されます。

- 所属団体規程第17条に掲げる各号の違反
- 審査基準④、⑤の違反

処分項目（二類）

今年度の活動において下記に該当することがあった場合、中央事務局長および調査企画部長より、団体の活動に対する是正勧告書が発行されます。

- 所属団体規程第17条に掲げる各号の違反（1項目1度のみ）
- 所属団体規程第19条に掲げる各号の違反
- 審査基準⑥、⑧の違反

抹消された場合

継続審査にて学友会所属団体から登録が抹消された場合、**2023年度中は新たに登録団体となることができません**。2024年度以降に行われる新規登録団体審査へエントリーしてください。

抹消猶予について

今年度の活動において、登録抹消に相当する活動があったが、一定期間内に団体の状態が是正できると見込める場合、抹消猶予処分が与えられます。猶予期間内に団体の状態が改善されれば、継続が認められます。

抹消猶予期間（最大）：2023年2月1日（水）～2023年3月31日（金）

是正勧告書が発行された場合

処分項目（二類）において、団体の活動に対する是正勧告書が発行された場合、2023年度の活動内で、記載の通り活動の改善を行ってください。

立命館大学学友会 HP について

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て立命館大学学友会 HP を通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認下さい。



<https://www.ritsumei.club/>

ご質問・お問い合わせ

ご質問に関しましては学友会お問い合わせフォームにて対応致します。下記をご参照の上、質問事項をお送り下さい。



<https://www.ritsumei.club/information/>

例年、登録団体の権利及び義務について、課外自主活動ハンドブックや各種規約に記載の内容を質問される団体が多く見受けられます。不明点がある場合は、**今一度課外自主活動ハンドブック及び立命館大学学友会所属団体規程をご確認の上**、お問い合わせくださいますようお願い致します。また、こちらから一斉送信させていただくメールが、迷惑メールに入ってしまう場合があります。あらかじめ設定を変更していただくか、迷惑メールに振り分けられていないか必ず確認するようお願い致します。

立命館大学学友会 中央事務局 調査企画部
【衣笠】 京都府京都市北区等持院北町 56-1 学生会館 207 【BKC】 滋賀県草津市野路東 1-1-1 セントラルアーク 4F アクトオフィス 【OIC】 大阪府茨木市岩倉町 2-150 A 棟3階 Student Lounge Mail : info@r-circle.net

承認

第 18 回 中央常任委員会（2022 年 9 月 21 日）

承認

第 16 回 中央委員会（2022 年 9 月 26 日）

立命館大学学友会所属団体規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 区分（第 7 条～第 10 条）
- 第 3 章 所属（第 11 条～第 12 条）
- 第 4 章 継続（第 13 条～第 14 条）
- 第 5 章 昇降格・登録抹消（第 15 条～第 16 条）
- 第 6 章 遵守事項（第 17 条～第 20 条）

承認

第 18 回 中央常任委員会（2022 年 9 月 21 日）

承認

第 16 回 中央委員会（2022 年 9 月 26 日）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、立命館大学学友会（以下、本会）に所属する課外自主活動団体（以下、所属団体）の権利やルールを定めるものである。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、所属団体の運営について適用する。

（個人情報保護）

第 3 条 所属団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規程』を遵守する。

（活動の支援）

第 4 条 所属団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。

2 大学からの支援については立命館大学学生部と協議のうえ決定する。

（構成員）

第 5 条 所属団体の構成員は、その過半数が立命館大学の正規課程学部生でなければならない。

（役員）

第 6 条 所属団体の代表者・副代表者・会計担当者の役員を各一名ずつ立命館大学の正規課程学部生の中から選出しなければならない。

2 前項に定める役員の兼任は、これを妨げる。

3 複数の所属団体における役員の兼任は、これを妨げる。

第 2 章 区分

（区分）

第 7 条 所属団体は、次の各号に掲げる 4 つに区分される。

一 公認団体

二 同好会

三 任意団体

四 登録団体

承認

第 18 回 中央常任委員会（2022 年 9 月 21 日）

承認

第 16 回 中央委員会（2022 年 9 月 26 日）

（機関）

第 8 条 所属団体の各区分に共通する権利義務を所管するために、本会中央事務局に調査企画部を置く。

2 調査企画部については、別途これを定める。

（区分による業務の所掌）

第 9 条 第 7 条一号から三号に掲げる各区分独自の権利義務を所管するために、次の各号に掲げる機関を充てる。

一 学術本部

二 学芸総部本部

三 体育会

2 本条に掲げる機関は、各団体の活動内容に合わせて所管業務を分掌する。

（所管の努力義務）

第 10 条 第 8 条及び第 9 条に掲げる各機関（以下、各機関）は、所属団体の活動発展のための支援に努める。

第 3 章 所属

（所属）

第 11 条 本会への所属を証明する手段として「所属団体制度」を設ける。

（新規登録団体審査）

第 12 条 新たに本会へ所属を希望する団体は、新規登録団体審査を受けなければならない。

2 新規登録団体審査は、調査企画部が担当する。

3 調査企画部は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。

4 新規登録団体審査を通過した団体は、中央事務局長の決裁、中央委員会の承認を経て登録団体として区分される。

第 4 章 継続

（継続）

第 13 条 所属団体として活動の継続を認める手段として、「継続制度」を設ける。

（継続審査）

第 14 条 次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、継続審査受付期間中に継

承認 第 18 回 中央常任委員会（2022 年 9 月 21 日）

承認 第 16 回 中央委員会（2022 年 9 月 26 日）

続審査を受けなければならない。

- 2 継続審査は、各機関が担当する。
- 3 各機関は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。
- 4 手続きを行わなかった所属団体は継続の意志が無いものと見なし、原則登録を抹消する。

第 5 章 昇降格・登録抹消

（昇降格）

第 15 条 団体区分間の昇降格の要件については、各機関の定めるところによる。

（登録抹消）

第 16 条 所属団体の都合により登録の抹消を希望する場合、各機関に趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。

2 第 6 章 遵守事項に重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、各機関は中央委員会の承認をもって所属団体の登録を抹消することができる。

第 6 章 遵守事項

（団体の義務）

第 17 条 所属団体は次の各号に掲げる義務を負う。

- 一 立命館大学学則及び諸規程を守る義務
- 二 本規程及び本会各機関が定める規程等を尊重し、各機関の決定に従う義務
- 三 明朗な会計活動を行う義務

（禁止行為）

第 18 条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 学内外を問わず、一切の暴力活動
- 三 外部団体への勧誘を目的とした団体活動

承認

 第 18 回 中央常任委員会（2022 年 9 月 21 日）

承認

 第 16 回 中央委員会（2022 年 9 月 26 日）

（運営）

第 19 条 所属団体は、次の各号に掲げることを遵守し、誠実に運営されなければならない。

- 一 団体活動が民主的に行われていること
- 二 所属団体としての責任の所在を明確にすること
- 三 一時的ではなく、継続的な活動を行うこと
- 四 定期的に学友会ホームページ・メーリングリスト・掲示板などの各機関からの連絡を確認すること
- 五 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに各機関に報告すること

（ダミー団体）

第 20 条 同一の構成員で複数の団体を結成し権利拡大を目的とする「ダミー団体」は認めない。

附則

本規程は、中央委員会の承認を受けることにより効力を発揮する。改正に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

2008 年 4 月 20 日 より施行

2015 年 4 月 10 日 一部改正

2019 年 9 月 24 日 一部改正

2022 年 9 月 26 日 全部改正